民間賃貸住宅のオーナー、不動産事業者の皆様へ 『家賃補助付きセーフティネット住宅』へのご協力のお願い

~一定の要件を満たした場合、現在お住まいの住宅に対して家賃補助が受けられます~

「家賃補助付きセーフティネット住宅」は、入居者の経済的な負担を減らすため、民間賃貸住宅のオーナーや不動産事業者の皆様に対し、横浜市が家賃及び家賃債務保証料に対する補助を行う制度です。

家賃等の補助を受けるには、オーナーや不動産事業者の皆様から補助金申請手続きを行っていただく 必要があります。入居者から「家賃補助付きセーフティネット住宅」の活用に関する相談を受けた場合な どは、制度の活用についてご検討をお願いします。

また、現在空室の物件についても、「家賃補助付きセーフティネット住宅」として交付申請することができますので、併せてご検討をお願いします。

なお、<u>家賃等の補助を受けるには、①セーフティネット住宅の登録、②家賃補助付きセーフティネット</u> 住宅の交付申請を行う必要があります。

① セーフティネット住宅の登録

セーフティネット住宅は、高齢者や障害者、低所得者などの住まいにお困りの方を受け入れる住宅として登録された住宅です。登録にあたっては、以下の基準を満たす必要があります。

【主な登録基準】

- □ 各住戸の面積が16㎡以上であること ※台所、収納設備等を共同利用する場合やシェアハウスの場合は別途基準あり
- □ 新耐震基準相当の耐震性を有していること
- □ 一定の設備(台所、便所、収納設備、浴室・シャワー室)を設置していること
- □ 家賃が近傍同種の住宅と均衡を失しないこと 等

登録は、「セーフティネット住宅情報提供システム」から申請できます。(電子申請)





登録無料! 1戸単位から登録可能!

【登録に関するお問い合わせ先】公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会

TEL: **045-664-6896**

受付時間:9時~12時、13時~17時(土日・祝日、年末年始を除く)

② 家賃補助付きセーフティネット住宅の交付申請

「家賃補助付きセーフティネット住宅」は、入居者の経済的な負担を減らすため、民間賃貸住宅のオーナーや不動産事業者の皆様に対し、横浜市が家賃及び家賃債務保証料に対する補助を行う制度です。

1 入居者の要件

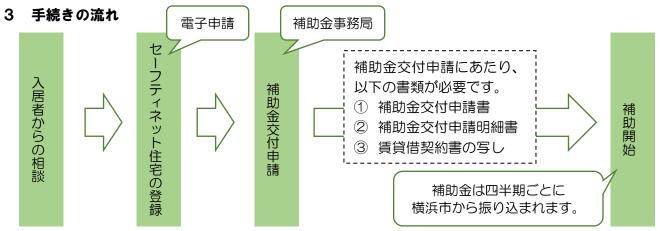
- 世帯月収額が 15 万 8 千円以下であること ※子育て世帯・新婚世帯は 21 万4 千円以下
- 住宅扶助(生活保護制度)や住居確保給付金(生活困窮者自立支援制度)を受給していないこと
- 市内に在住、在勤であること 等

2 家賃補助額

民間賃貸住宅のオーナーや不動産事業者に対して、家賃と入居者負担額との差額を月最大8万円(ただし、補助総額 480 万円/戸まで)補助します。家賃補助により、入居者の方は市営住宅に入居したときと同程度の金額でお住まいいただけます。

※入居者負担額は、入居世帯の月額所得、住戸の面積により変わります。





補助を受けるためにはその他にも要件があります。 詳しくは補助金事務局までお問い合わせください。

4 家賃補助付きセーフティネット住宅に関するお問い合わせ先

【補助金事務局】横浜市住宅供給公社 賃貸事業部 住宅セーフティネット推進課 (住まいの相談センター 住まいるイン)

TEL: 045-451-7762

受付時間:平日10:00~17:00(12:00~13:00、土日・祝日、年末年始を除く)

【制度に関するお問い合わせ先】

横浜市建築局住宅政策課

TEL: 045-671-4121

横浜市家賃補助付きセーフティネット住宅



